

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

水先修業生旅費支給要領

1 目的

この要領は、水先修業支援規則（以下、「規則」という。）第4条第4項、第7条及び第12条の規定に基づき、一般財団法人海技振興センター（以下「本センター」という。）が支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支給要件

旅費は、規則第4条第3項の規定により修業支援の対象とすることとした者（以下「支援対象者」という。）に対して支給する。

3 支給事由

旅費は、実習用船舶による実習（タグボートによるものに限る。）、各水先区における水先実務修習その他登録水先人養成施設以外の地において行う水先人の養成に必要となる場合に支給する。

4 旅費の種類

旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 船賃 水路旅行について、路程応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 車賃 陸路（一般乗合旅客自動車）旅行については、旅客運賃を支給する。
ただし、タクシー及び自家用自動車（真にやむを得ない事情がある場合であって、本センター会長が認めた場合に限る。）旅行については、路程に応じて実費額により支給する。
- (4) 航空賃 航空旅行については、路程応じ旅客運賃により支給する。
- (5) 宿泊費 宿泊料の額は、一定額を限度として実費を支給する。

5 旅費の計算

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合により計算する。

ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって移動し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

6 旅費の支給額

旅費は、次のとおり支給する。ただし、真にやむを得ない事情がある場合であって本センター会長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 鉄道賃

鉄道賃の額は、普通運賃、普通車急行料金及び普通車特急料金並びに普通車座席指定料金による。

(2) 船賃

船賃の額は、最下級の運賃による。

(3) 車賃

実費額とする。

(4) 航空賃

航空賃の額は、最下級の運賃であって現に支払った旅客運賃による。

(5) 宿泊費

宿泊費の額は、8,000円以内であって現に支払った宿泊料による。

7 旅費の支給方法

旅費は、原則として後払いとし、支援対象者の請求に基づき、申請者の銀行等口座に振り込むものとする。

8 旅費の請求

(1) 申請者は、その移動が終了した日から7日以内に、水先修業生旅費請求書（様式1）を本センター会長に提出するものとする。

ただし、天災その他やむを得ない理由により当該期間中に申請することができない場合には、当該理由がやんだ日から7日以内に申請するものとする。

(2) 8(1)の請求をする場合は、車賃（タクシー又は自家用車を使用した場合に限る。）にあつては、領収書及びその理由書等経費の内容が確認できる書類を添付するものとする。また、航空賃及び宿泊費にあつては、領収書を添付するものとする。

9 旅費の支給決定

(1) 本センター会長は、旅費の請求があつたときは、必要に応じて内容を調査し、審査の上支給を決定する。

(2) 本センター会長は、旅費の支給決定をしたときは、その旨を水先修業生旅費支給決定通知書（様式2）により、支援対象者に通知するものとする。

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

10 旅費の返還

- (1) 本センター会長は、偽り又は不正な行為により旅費の支給を受けた支援対象者に対しては、支給した旅費の全部又は一部に相当する金額を返還させるものとする。
- (2) 本センター会長は、10(1)により支給した旅費の全部又は一部を返還させる場合には、当該旅費の支給を受けた支援対象者に対して、水先修業生旅費返還通知書（様式3）を送付するものとする。
- (3) (2)の水先修業生旅費返還通知書を受けた支援対象者は、当該通知書を受け取った日から7日以内に、本センター会長宛返還するものとする。
ただし、天災その他やむを得ない理由により当該期間中に返還することができない場合には、当該理由がやんだ日から7日以内に返還するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成25年12月16日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の際現に改正前の要領により財団法人海技振興センターの支援を受けている者については、当該改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

様式 1

水先修業生旅費請求書

年 月 日

一般財団海技振興センター

会長

殿

氏 名

印

下記のとおり、水先修業生旅費の支給について請求します。

記

- 1 移動の目的
- 2 移動先
- 3 移動日、経路、利用交通機関及び金額
- 4 宿泊場所及び宿泊費
- 5 旅費請求額（3 + 4）

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

様式2

水先修業生旅費決定通知書

年 月 日

殿

一般財団法人海技振興センター
会長 印

年 月 日付けで請求のあった水先修業生旅費を下記のとおり支給することを決定したので、通知します。

記

申請額	円
支給決定額	円
(内訳)	
旅費	円
宿泊費	円
その他	円

水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生旅費支給要領）

様式3

水先修業生旅費返還通知書

年 月 日

殿

一般財団法人海技振興センター
会長 印

年 月 日付けで支給決定した水先修業生旅費を下記により返還していただくことに決定したので、通知します。

記

1 理由

2 返還額 円

3 返還日 年 月 日まで

4 振込先

振込銀行 銀行 普通預金
口座番号
口座名 一般財団法人海技振興センター